

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式第十九号中 二四三 を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第27号 (第17条関係)

公 告 (略)
年 月 日
広島県知事  (広島県 県税事務所長)
(略)
備考 (略)

様式第27号 (第17条関係)

公 告 (略)
年 月 日
広島県知事 (広島県 県税事務所長)
(略)
備考 (略)

様式第28号 (第18条関係)

(略)
更正の請求書 (略)
(略)
(注) 1 (略)
2 この更正の請求書は、法人の県民税・事業税・特別法人 事業税及び県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割以外 の税について使用してください。
3 (略)
備考 (略)

様式第28号 (第18条関係)

(略)
更正の請求書 (略)
(略)
(注) 1 (略)
2 この更正の請求書は、法人の県民税・事業税・特別法人 事業税及び <u>地方法人特別税並びに</u> 県民税の利子割・配当割・ 株式等譲渡所得割以外の税について使用してください。
3 (略)
備考 (略)

別記様式第三十号から別記様式第三十一号までの様式、別記様式第四十二号の七、別記様式第四十二号の十、別記様式第四十四号の四、別記様式第四十四号の五、別記様式第四十四号の七、別記様式第四十五号、別記様式第四十六号の三から別記様式第四十八号までの様式及び別記様式第五十号中「四」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第73号 (第52条の4関係)

	(略)
(略)	
軽油返還届出書	
(略)	
(注)	(略)
備考 (略)	

改正前

様式第73号 (第52条の4関係)

	(略)
(略)	
軽油返還届出書	
(略)	
(注)	(略)
※ 軽油返還届出書受領書	
	年 月 日
住所(所在地)	
氏名(名称)	様
	広島県西部県税事務所長 印
	年 月 日引取りの行われた軽油 リットルにつ
いて、販売契約の解除により 年 月 日返還があつた	
旨の届出書を受領しました。	
備考 (略)	

第二条 広島県税規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予に係る通知) 第十一条 (略)</p> <p>2 法第十五条の二の二(法第五十五条の二第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項及び第七十二条の五十七の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記様式第十六号の六による徴収猶予通知書、別記様式第十六号の六の二による徴収猶予期間延長通知書又は別記様式第十六号の七による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつてするものとする。</p> <p>(徴収猶予の取消し通知) 第十一条の三 法第十五条の三第三項(法第五十五条の二第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項及び第七十二条の五十七の二第四項において準用する場合を含む。)(規定による通知は、別記様式第十六号の八による徴収猶予取消し通知書によつてするものとする。)</p> <p>(徴収猶予等に係る担保の提供手続等) 第十一条の七 法第十六条第一項本文、法第五十五条の二第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)、第七十二条の三十九の二第二項本文若しくは第七十二条の五十七の二第二項本文の規定により担保を徴される者又は条例第七十一条の六若しくは第百十二条の九の規定により担保を提供する者は、施行令第六条の十(施行令第九条の九の四第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十五条の四の二第二項、第三十九条の十二又は第四十三条の十六第二項において準用する場合を含む。)(規定による担保の提供手続をするほか、別記様式第十六号の十六による担保提供書を施行令第六条の十第一項、第三項又は第四項の規定により提出しなければならない書類と併せて提出しなければならない。</p> <p>2 知事又は県税事務所長は、法第十六条第一項本文、第五十五条の二第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項に</p>	<p>(徴収猶予に係る通知) 第十一条 (略)</p> <p>2 法第十五条の二の二(法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項及び第七十二条の五十七の二第三項において準用する場合を含む。)(規定による通知は、別記様式第十六号の六による徴収猶予通知書、別記様式第十六号の六の二による徴収猶予期間延長通知書又は別記様式第十六号の七による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつてするものとする。)</p> <p>(徴収猶予の取消し通知) 第十一条の三 法第十五条の三第三項(法第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の四第四項及び第七十二条の五十七の二第四項において準用する場合を含む。)(規定による通知は、別記様式第十六号の八による徴収猶予取消し通知書によつてするものとする。)</p> <p>(徴収猶予等に係る担保の提供手続等) 第十一条の七 法第十六条第一項本文、法第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)(第七十二条の三十九の四第二項本文、第七十二条の五十七の二第二項本文若しくは第七十二条の規定により担保を徴される者又は条例第七十一条の六若しくは第百十二条の九の規定により担保を提供する者は、施行令第六条の十(施行令第九条の九の四第二項、第九條の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第三十五条の四の二第二項、第三十九条の十二又は第四十三条の十六第二項において準用する場合を含む。)(規定による担保の提供手続をするほか、別記様式第十六号の十六による担保提供書を施行令第六条の十第一項、第三項又は第四項の規定により提出しなければならない書類と併せて提出しなければならない。</p> <p>2 知事又は県税事務所長は、法第十六条第一項本文、第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十八の</p>

において準用する場合を含む。)、第七十二条の三十九の二第二項本文若しくは第七十二条の五十七の二第二項本文の規定により担保を徴した後又は条例第七十一条の六若しくは第一百十二条の九の規定により担保の提供があつた後当該担保の必要がなくなつた場合は、当該担保を解除し、その旨を別記様式第十六号の十七による担保解除通知書によつて当該担保の提供者に通知するものとする。

二第二項本文(同条第七項において準用する場合を含む。)、第七十二条の三十九の二第二項本文、第七十二条の三十九の四第二項本文若しくは第七十二条の五十七の二第二項本文の規定により担保を徴した後又は条例第七十一条の六若しくは第一百十二条の九の規定により担保の提供があつた後当該担保の必要がなくなつた場合は、当該担保を解除し、その旨を別記様式第十六号の十七による担保解除通知書によつて当該担保の提供者に通知するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第10号の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 （略）
 2 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

3—5 （略）

備考 （略）

改正前

様式第10号の2（第6条関係）

（表） （略）

（裏）

- （注） 1 （略）
 2 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

3—5 （略）

備考 （略）

様式第10号の2の2（第6条関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

4—6 (略)

備考 (略)

様式第10号の2の2（第6条関係）

(表) (略)

(裏)

(注) 1・2 (略)

3 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合）を乗じて計算した金額を加算してください。

4—6 (略)

備考 (略)

様式第11号の2 (第6条関係)

(表) (略)

(裏)

(注)

1 (略)

2 延滞金の計算方法

(1) (略)

(2) 法人税法第75条の2第1項の規定によつて確定申告書の提出期限が延長された法人又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項若しくは地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第2条の規定による改正前の地方税法第72条の25第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法(以下「地方人特別税等に関する暫定措置法」という。))第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。

なお、平成12年1月1日以後の期間については、「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)」を「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)」と読み替えて計算してください。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

様式第11号の2 (第6条関係)

(表) (略)

(裏)

(注)

1 (略)

2 延滞金の計算方法

(1) (略)

(2) 法人税法第75条の2第1項又は地方税法第72条の25第3項若しくは第5項の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法(以下「地方人特別税等に関する暫定措置法」という。))第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)によつて納期限の延長の承認を受けている法人にあつては、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)を乗じて計算した金額を加算してください。

なお、平成12年1月1日以後の期間については、「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2により定められる割合)」を「年7.3パーセントの割合(又は地方税法附則第3条の2の2により定められる割合)」と読み替えて計算してください。

(3)・(4) (略)

3・4 (略)

様式第43号 (第24条関係)

法人設立届・法人の事務所等の設置届		(略)
(略)		
通算親法人の場合	最初の適用対象事業年度	(略)
	(略)	(略)
通算子法人の場合	通算親法人名称	(略)
	通算親法人所在地	(略)
	通算親法人の決算期(事業年度)	(略)
	通算子法人適用開始事業年度	(略)
(略)		
(注)	(略)	
備考	(略)	

様式第43号 (第24条関係)

法人設立届・法人の事務所等の設置届		(略)
(略)		
連結親法人の場合	最初連結事業年度	(略)
	(略)	(略)
連結子法人の場合	連結親法人名称	(略)
	連結親法人所在地	(略)
	連結親法人の決算期(事業年度)	(略)
	連結子法人適用開始事業年度	(略)
(略)		
(注)	(略)	
備考	(略)	

別記様式第四十三号の七の三を次のように改める。

様式第 43 号の 7 の 3 (第 24 条関係)

届出事項の異動届(通算承認等)

※ 処理	管理番号	電 算 入 力 日 年 月 日	索 引 簿 登 載 日 年 月 日	担当者
		・ ・	・ ・	
受付印	届出書提出法人		<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人	
年 月 日 広島県 県税事務所長様	本 所 在 地	〒 電話 () ー		
	県内の主たる 事務所等所在地	〒 電話 () ー		
	フリガナ			
	法人名			
	法人番号			
	代表者氏名			
法人税法第64条の9の承認等に伴って生じる地方税法第72条の13に規定する事業年度等の異動事項について次のとおり届け出ます。				
1 通算制度の承認等に伴う事業年度等の事項				
承認等の区分・事由	<input type="checkbox"/> 通算制度の承認を受けた <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有しなくなる等の事実が生じた (原因:) <input type="checkbox"/> 通算制度の承認の効力を失うこととなった <input type="checkbox"/> 通算制度の取りやめの承認を受けた			
事由が生じた日	年 月 日			
通算親法人の最初通算事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで			
通算子法人の通算適用開始事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで			
事業年度の特例に関する事項	変更前	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	変更後	年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 通算親法人に関する事項 (※この届出書を提出する法人が通算子法人の場合に記載してください。)				
フリガナ				設立年月日
法人名				年 月 日
本 所 在 地	〒 電話 () ー			電話 番 号
県内の主たる 事務所等所在地	〒 電話 () ー			
税理士氏名	電話番号	()	ー	
3 その他の異動事項				
異動事項	異 動 前		異 動 後	
異動年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
備考			添付書類	・事実を証する書類の写し ・登記事項証明書等の写し

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第三条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調定の整理及び収入手続) 第十二条 (略) 一―三 (略) 三の二 法人県民税・事業税・特別法人事業 税調定異動集計書 別記様式第七十八号 三の三―九 (略)</p>	<p>(調定の整理及び収入手続) 第十二条 (略) 一―三 (略) 三の二 法人県民税・事業税・特別法人事業 税・地方法人特別税調定異動集計書 別記 様式第七十八号 三の三―九 (略)</p>

別記様式第六十七号を次のように改める。

別記様式第九十三号、別記様式第九十五号及び別記様式第百三号の四中「受領者印」を「受領者」に、「取扱者印」を「取扱者」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第122号 (第20条関係)

保全担保提供命令決議書

(略)

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 理
由 | 1 担保される金額の算出根拠は、 <u>次</u> のとおりです。 |
| | 2 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第16号の18と複写式に印刷する。

改正前

様式第122号 (第20条関係)

保全担保提供命令決議書

(略)

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 理
由 | 1 担保される金額の算出根拠は <u>次</u> のとおりです。 |
| | 2 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とし、県税規則別記様式第16号と18の複写式に印刷する。

別記様式第二百二十七号の四中

決 裁 日 付 印 ・	施 行 日 付 印 ・
----------------	----------------

を

決 裁 日 付 ・	施 行 日 付 ・
--------------	--------------

に

改める。

別記様式第三百三十号から別記様式第三百三十一号の十四までの様式中「」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第155号（第28条関係）

(略)	(略) 納付（納入）受託取消し通知書 (略)
(注) (略)	<p>(注) 1 納付（納入）を受託した証券を総務局税務課（当事務所）において返還しますので、左記の受領証に署名の上、受託したときに交付した納付（納入）受託証書を持参してください。</p> <p>なお、郵送を希望される場合は、署名した左記の受領証、受託したときに交付した納付（納入）受託証書及び 円切手（書留料金を含む。）を送付してください。</p> <p>2 (略)</p>

備考 (略)

改正前

様式第155号（第28条関係）

(略)	(略) 納付（納入）受託取消し通知書 (略)
(注) (略)	<p>(注) 1 納付（納入）を受託した証券を総務局税務課（当事務所）において返還しますので、左記の受領証に署名押印の上、受託したときに交付した納付（納入）受託証書を持参してください。</p> <p>なお、郵送を希望される場合は、署名押印した左記の受領証、受託したときに交付した納付（納入）受託証書及び 円切手（書留料金を含む。）を送付してください。</p> <p>2 (略)</p>

備考 (略)

様式第157号 (第28条関係)

(略)	(略) 納付 (納入) 受託取消し通知書 (略) (略)
(注) (略)	(注) 1 納付 (納入) を受託した証券を総務局税務課 (当事務所) において返還しますので、左記の受領証に署名の上、受託したときに交付した納付 (納入) 受託証書を持参してください。 なお、郵送を希望される場合は、署名した左記の受領証、受託したときに交付した納付 (納入) 受託証書及び 円切手 (書留料金を含む。) を送付してください。 2 (略)

備考 (略)

様式第157号 (第28条関係)

(略)	(略) 納付 (納入) 受託取消し通知書 (略) (略)
(注) (略)	(注) 1 納付 (納入) を受託した証券を総務局税務課 (当事務所) において返還しますので、左記の受領証に署名押印の上、受託したときに交付した納付 (納入) 受託証書を持参してください。 なお、郵送を希望される場合は、署名押印した左記の受領証、受託したときに交付した納付 (納入) 受託証書及び 円切手 (書留料金を含む。) を送付してください。 2 (略)

備考 (略)

しくは法第二百二十五条第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項（法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、法第六百六十四条第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―四（略）

第十九条（徴収猶予等に係る担保の徴収等）

第十九条 県税事務所長等は、法第十六条第一項、第五十五条の二第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第七十二条の三十九の二第二項本文、第七十二条の五十七の二第二項本文若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により担保を徴し、法第十六条の三第三項若しくは第四百四十四条の二十第一項の規定により保全担保の提供を命じ、法第十六条の五第一項（法第五十五条の二第三項、第七十二条の三十八の二第二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十四条の十一第二項、第四百四十四条の二十二第二項、第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により担保財産を処分し、又は条例第七十一条の六若しくは第四百十二条の九の規定により担保の提供を受けたときは、別記様式第二百十号による担保物件整理簿によつて整理しなければならない。県税規則第十一条の七第二項若しくは第十一条の八第五項、法第十六条の三第七項若しくは第八項又は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号以下「埋立税規則」という。）第十三条第三項の規定により担保を解除したときも、また同様とする。

法第七十三条の二十七の四第二項、法第七十三条の二十七の六第二項若しくは法第二百二十五条第二項の規定により申告された徴収猶予を認めないとき、法第十五条第四項若しくは法第七十二条の三十八の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により申請された徴収猶予の期間延長を認めないとき又は法第十五条の三第一項（法第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十六第一項（法第七十三条の二十七の二第三項、法第七十三条の二十七の三第三項、法第七十三条の二十七の四第三項（法第七十三条の二十七の五第二項及び法第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）、法第七十三条の二十七の六第三項並びに法附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、法第六百六十四条第四項若しくは条例第五十二条の三の二の規定により徴収猶予の取消しをするときは、次の各号に掲げる決議書によつてしなければならない。

一―四（略）

第十九条（徴収猶予等に係る担保の徴収等）

第十九条 県税事務所長等は、法第十六条第一項、第五十五条の二第二項本文、第五十五条の四第二項本文、第七十二条の三十八の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第七十二条の三十九の二第二項本文、第七十二条の五十七の二第二項本文若しくは埋立税条例第十一条第一項の規定により担保を徴し、法第十六条の三第一項若しくは第四百四十四条の二十第一項の規定により保全担保の提供を命じ、法第十六条の五第一項（法第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十四条の十一第二項、第四百四十四条の二十二第二項、第四百四十四条の二十九第二項及び埋立税条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により担保財産を処分し、又は条例第七十一条の六若しくは第四百十二条の九の規定により担保の提供を受けたときは、別記様式第二百十号による担保物件整理簿によつて整理しなければならない。県税規則第十一条の七第二項若しくは第十一条の八第五項、法第十六条の三第七項若しくは第八項又は広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（平成十五年広島県規則第十二号。以下「埋立税規則」という。）第十三条第三項の規定により担保を解除したときも、また同様とする。

(滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第五条 滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第124号（第58条関係）

(略)

県 税 充 当 済 通 知 書

公売保証金について、国税徴収法第100条第3項の規定により、次
のとおり徴収金に充てました。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第125号（第58条関係）

(略)

県 税 充 当 済 通 知 書

差し押さえた金銭について、国税徴収法第129条第2項の規定によ
り、次のとおり徴収金に充てました。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

改正前

様式第124号（第58条関係）

(略)

県 税 充 当 済 通 知 書

次のとおり、国税徴収法第100条第3項の規定により公売保証金を
徴収金に充てました。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第125号（第58条関係）

(略)

県 税 充 当 済 通 知 書

次のとおり、国税徴収法第129条第2項の規定により差し押さえた
金銭を徴収金に充てました。

(略)

(注) (略)
備考 (略)

様式第126号 (第58条関係)

(略)
県 税 充 当 済 通 知 書
<u>交付要求により交付を受けた金銭について</u> ，国税徴収法第129条第2項の規定により， <u>次のとおり徴収金に充てました。</u>
(略)
(注) (略)
備考 (略)

様式第126号 (第58条関係)

(略)
県 税 充 当 済 通 知 書
<u>次のとおり</u> ，国税徴収法第129条第2項の規定により <u>交付要求により交付を受けた金銭を徴収金に充てました。</u>
(略)
(注) (略)
備考 (略)

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第1号 (第3条関係)

(略)
(略)
<u>産業廃棄物埋立税</u> の課税免除の届出書
(略)
(略)
(注) (略)
備考 (略)

改正前

様式第1号 (第3条関係)

(略)
(略)
<u>廃業廃棄物埋立税</u> の課税免除の届出書
(略)
(略)
(注) (略)
備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(地方法人特別税に関する経過措置)

2 令和元年十月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税における広島県税規則第十八条第一項に規定する更正請求書については、この規則による改正後の別記様式第二十八号中「普通法人普通税」とあるのは「地方法人特別税」と読み替えるものとする。